

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・グループ名】 こども保育課 保育グループ

行政活動の名称	四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例の制定				
概要	中央小こどもルームが1ルーム増となること及び15日以降の途中入所の保育料を半額にするため改正するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	児童福祉法第6条の3第2項の規定により、放課後児童健全育成事業の設置及び運用に関する基準を定めたものであるが、基準(厚生労働省令)となる国の実施要綱に適したものと及び取扱いの追加による金銭の徴収に関するものの変更に伴い、四街道市こどもルーム条例の一部を改正するものであり、四街道市市民参加条例第6条第2項第3号及び第5号の規定に該当するため。				
公告日 *1	28年3月31日	公告第110-2号	その他の公表	28年4月7日	HP
計画等決定時期 *2	28年3月31日	行政活動実施時期 *3	28年4月1日	実施段階(PDCA) *4	A
<p>*1・・・条例第6条第3項の規定による公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載 *3・・・行政活動の実施をした日を記載(未実施の場合は、予定日を記載) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント
適切である

市民参加推進評価委員会コメント
適切である